

■令和6年度 東平尾公園球技場・陸上競技場の利用上の注意事項および制限

- ①博多の森球技場は、プロサッカーチームのホームスタジアムでもあることから、プロの試合に求められる芝生の質を確保する必要があること、
 ②博多の森陸上競技場は、福岡県内で唯一の第1種公認を受けた陸上競技用施設であることから、トップレベルの競技に求められるトラック・フィールドの質を確保する必要があることを踏まえ、求められる芝生およびトラックの質を、皆で守れるよう、下記を定めるもの。

	球技場			陸上競技場(メイン)				陸上競技場(サブ)					
	サッカー	ラグビー	アメフト	陸上	サッカー	ラグビー	アメフト	陸上	サッカー	ラグビー	アメフト	その他の種目	
認められる利用内容	○ 原則として、競技団体・協会等が認める公式競技会・試合の準決勝以上、全国大会レベルの試合のみ利用可。練習試合及び練習は不可。			○ 原則として、競技団体・協会等が認める公式競技会・試合のみ利用可。練習試合及び練習は不可。				○ 練習試合及び練習は不可。(一般個人利用開放日における個人練習を除く) ○ 参加者数が100人以上のもの					○ 参加者数が100人/日以上のも、かつ、施設を破損したり周囲に危険が及ぶ恐れのないもの、動物の持ち込みがないもの
前座のパフォーマンスやチアリーダー等	○ 1試合/日の場合のみ可。 ○ 管理事務所と、内容や使用する場所について協議が必要。 ○ 管理事務所で、競技会に相応しい内容か、芝生への悪影響がないか等について判断する。競技会との関係性が薄いもの、芝生の状態によっては許可できない場合もある。 【芝生面の使用】 ○ 運動靴のみ可。 ○ 試合開始前、ハーフタイム、リハーサルについて、両チーム合計で35分以内。 【ウレタン部(ベージュ色)の使用】 ○ 時間の制限はないが、ウレタンを傷つける可能性のある行為は禁止する。			○ 1試合/日の場合のみ可。 ○ 管理事務所と、内容や使用する場所について協議が必要。 ○ 管理事務所で、競技会に相応しい内容か、芝生への悪影響がないか等について判断する。競技会との関係性が薄いもの、芝生の状態によっては許可できない場合もある。 【芝生面およびウレタン部(臙脂色)の使用】 ○ 運動靴のみ可。 ○ 試合開始前、ハーフタイム、リハーサルについて、両チーム合計で35分以内。 【ウレタン部(緑色)の使用】 ○ 時間の制限はないが、ウレタンを傷つける可能性のある行為は禁止する。				○ 1試合/日の場合のみ可。 ○ 管理事務所と、内容や使用する場所について協議が必要。 ○ 管理事務所で、競技会に相応しい内容か、芝生への悪影響がないか等について判断する。競技会との関係性が薄いもの、芝生の状態によっては許可できない場合もある。 【芝生面およびウレタン部(臙脂色)の使用】 ○ 運動靴のみ可。 ○ 試合開始前、ハーフタイム、リハーサルについて、両チーム合計で35分以内。 【ウレタン部(走路部分を除く臙脂色)の使用】 ○ 時間の制限はないが、ウレタンを傷つける可能性のある行為は禁止する。					
試合前の芝生内での練習	○ 試合前、15分間のみ。 ○ それ以外は、トレーニングルーム及びウレタン部(ベージュ色)で行うこと。 ○ ウレタン上に養生が必要な場合は人工芝にて養生すること。			○ 試合前、20分間のみ。 ○ それ以外はウレタン部(緑色)で行うこと。				○ 試合前、20分間のみ。 ○ それ以外はウレタン部(臙脂色)の外周部で行うこと。					
異種競技の開催	○ ライン等の管理ができないため、異種競技での連続使用は不可。 ○ 異種競技の間は原則として5日間空けること。			○ ライン等の管理ができないため、異種競技での連続使用は不可。 ○ 異種競技の間は原則として5日間空けること。				○ ライン等の管理ができないため、異種競技での連続使用は不可。 ○ 異種競技の間は原則として5日間空けること。					
芝生面	○ トランジション(冬芝から夏芝への切り替え時)、オーバーシード(夏芝から冬芝への切り替え時)の養生期間は利用不可。			○ トランジション(冬芝から夏芝への切り替え時)、オーバーシード(夏芝から冬芝への切り替え時)の養生期間は利用不可。									
	○ オーバーシード養生期間後、11月の第2日曜日までは、異種競技を行う際は3週間以上空けること。												
	○ 芝生の品質確保のため、利用は、年間に60日、1週間に2試合、1日に2試合まで。			○ 芝生の品質確保のため、利用は、年間に60日、1週間に2日、1日に2試合または180分まで。				○ 芝生の品質確保のため、利用は、年間に80日、1週間に2日、1日に3試合または270分まで。					
	○ 夏芝の生育期間である7・8月は、1か月に原則として3試合まで。			○ 夏芝の生育期間である8・9月は、1か月に原則として3試合まで。				○ 夏芝の生育期間である7・8月は、1か月に原則として3試合まで。					
	○ 立ち入りは、競技用スパイク、運動靴のみ可。革靴、ハイヒールでの立ち入りは厳禁。			○ 立ち入りは、競技用スパイク、運動靴のみ可。革靴、ハイヒールでの立ち入りは厳禁。				○ 立ち入りは、競技用スパイク、運動靴のみ可。革靴、ハイヒールでの立ち入りは厳禁。					
	○ ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。 ○ やむを得ない事情があるときは、管理事務所と養生方法等について協議すること。内容によっては許可できない場合もある。			○ ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。 ○ やむを得ない事情があるときは、管理事務所と養生方法等について協議すること。内容によっては許可できない場合もある。				○ ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。 ○ やむを得ない事情があるときは、管理事務所と養生方法等について協議すること。内容によっては許可できない場合もある。					
	○ チームエリアは、バンチカーベットにて養生すること。 ○ 試合中に立ち入り可能な区域は、コーチボックス、チームエリアのみ。			○ 投てき競技のライン引きは、原則として、ラインテープで行うこと。 芝生の品質保持のため、石灰は不可。				○ チームエリアは、バンチカーベットにて養生すること。 ○ 試合中に立ち入り可能な区域は、コーチボックス、チームエリアのみ。					
ウレタン部(臙脂色)	○ チームエリアの外側の芝生部分に、ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。			○ チームエリアの外側の芝生部分に、ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。				○ チームエリアの外側の芝生部分に、ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。					
	○ チームエリアの外側の芝生部分に、ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。			○ チームエリアの外側の芝生部分に、ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。				○ チームエリアの外側の芝生部分に、ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置はできない。					
ウレタン部(臙脂色)	○ ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置は、原則としてできない。 ○ やむを得ない事情があるときは、管理事務所と養生方法等について協議すること。内容によっては許可できない場合もある。			○ ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置は、原則としてできない。 ○ やむを得ない事情があるときは、管理事務所と養生方法等について協議すること。内容によっては許可できない場合もある。				○ ベンチ、テント、演台、カメラ、荷物等の持ち込み、および看板等の工作物の設置は、原則としてできない。 ○ やむを得ない事情があるときは、管理事務所と養生方法等について協議すること。内容によっては許可できない場合もある。					
給水	○ 芝生面内への飲み物の持ち込みは、水のみとする。			○ 芝生面、ウレタン部(臙脂色)、ウレタン部(緑色)内への飲み物の持ち込みは、水のみとする。				○ 芝生面、ウレタン部(臙脂色)内への飲み物の持ち込みは、水のみとする。					
飲食	○ 芝生面・ウレタン部(ベージュ色)内への飲食物の持ち込みは厳禁。			○ 芝生面、ウレタン部(臙脂色)、ウレタン部(緑色)内への飲食物の持ち込みは厳禁。				○ 芝生面、ウレタン部(臙脂色)内への飲食物の持ち込みは厳禁。 ○ ウレタン部(臙脂色)の外周部での飲食は可。(ただし、芝生面、ウレタン部(臙脂色)内への立ち入りができないよう、ロープ柵等を設置すること。なお、眼鏡杭やロープ等の器具類は管理事務所より貸与する。)					
その他	○ 雨天走路での練習は不可。			○ 雨天走路での練習は不可。				○ ハンマー投げ、円盤投げは、投てきサークルがないため不可。 ○ メイン競技場、投てき練習場で行うこと。					
	○ 競技場屋内の廊下は、スパイクでの通行不可。			○ 競技場屋内の廊下は、スパイクでの通行不可。				○ 朝の準備としての開場時間(事務所)が、7時30分以降での対応可能なプログラムであること					

※上記のルールを守れず、芝生・トラック等を損傷させた場合は、補修費用を請求することがある。

※上記の利用制限を守れなかった場合は、以後利用できない可能性がある。

※上記の利用制限以外に、芝生の生育状況によっては、利用できないこともある。

※「革靴」とは：ソールがゴム等の柔らかいものであっても、普通の革靴と見紛うものを含む。